平成２４年（再イ）第１１１号
埼玉県所沢市若狭１丁目2933番地の28
再生債務者　寺嶋　秀則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１９７号
千葉県船橋市浜町２丁目３番32―504号
再生債務者　浅野　靖志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第３７号
鹿児島県鹿児島市吉野町463番地６
再生債務者　■師　浩幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月29日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第４３号
茨城県龍ケ崎市4522番地２
再生債務者　浅川　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２５年（再イ）第１号
富山市新庄町39番地８
再生債務者　岡田　辰雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
富山地方裁判所

平成２４年（再イ）第６６号
広島市東区戸坂大上２丁目１番44―203号
再生債務者　隅　　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３２４号
札幌市白石区川北１条１丁目６番14号　レスポアール11―206号
再生債務者　佐藤　聖一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１３号
北海道北見市東相内町651番地16
再生債務者　中川　義晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１１７号
埼玉県所沢市向陽町2174番地　Ｂ―310
再生債務者　板垣孝統司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
さいたま地方裁判所川越支部

独立行政法人統計センター公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、次のとおり公表する。
なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。
平成 25 年４月 12 日　　独立行政法人統計センター
理事長　戸谷　好秀

1　平成25年度の業務運営に関する計画（年度計画）
届出年月日　平成25年３月29日

独立行政法人統計センター公告

独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程（統計センター規程第８号）及び独立行政法人統計センター非常勤職員就業規則（統計センター規程第９号）の一部を改正したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第58条第１項の規定に基づき、次のとおり要旨を公表する。
なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。
平成 25 年４月 12 日　　独立行政法人統計センター
理事長　戸谷　好秀

1　改正の要旨
⑴　独立行政法人統計センター職員の年次休暇及び特別休暇に関して、所要の改正を行った。
⑵　独立行政法人統計センター非常勤職員の勤務時間、年次休暇及び俸給日額等に関して、所要の改正を行った。
2　施行年月日　平成25年４月１日

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第８号
道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。
平成 25 年４月 12 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県茅ヶ崎市西久保字上ノ町1569番１から 神奈川県高座郡寒川町宮山4767番15まで

２．指定する期日　平成25年４月14日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第９号
道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成 25 年４月 12 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直